

猪名川町告示第9号

猪名川町住民提案型まちづくり事業審査会設置要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年2月9日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町住民提案型まちづくり事業審査会設置要綱の一部を改正する要綱

令和8年2月9日

要綱第6号

猪名川町住民提案型まちづくり事業審査会設置要綱（令和4年要綱第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 委員は、事故その他のやむを得ない理由により審査会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理人の出席は委員の出席とみなす。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



猪名川町住民提案型まちづくり事業審査会設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員は、事故その他のやむを得ない理由により審査会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、当該代理人の出席は委員の出席とみなす。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>